

## 都市計画の決定及び指定について(お知らせ)

### ○ 小坂井地区(一部)の市街化区域編入の決定について

平成19年4月25日付で、小坂井地区の一部が市街化区域に編入されました。編入箇所は地図の赤色枠内で、編入された面積は19.9haです。

なお、編入された地区の用途地域は、第1種住居地域と第1種中高層住居専用地域の2種類です。

### ○ 大崎地区(一部)の都市計画法34条8の3の指定について

平成19年5月30日付で、「福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」により、大崎地区の約22.4haの面積が県により指定されました。指定箇所は青色枠内です。

従来、市街化調整区域は原則として開発を抑制する区域としていましたが、この条例では、地域の状況に応じた市街化区域隣近接部(500m以内)で、区域を指定して特定の開発を許可するものです。建築物の用途・形態規制については、1戸建ての専用住宅で敷地面積が200㎡以上、外壁後退1m、最高高さ12mまでのものです。

以上の小坂井地区の市街化区域編入及び大崎地区の都市計画法34条8の3の指定に伴うお問い合わせについては、都市計画課(内線352)までお願いします。

